

件名	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例						
主管課	県民活動推進課						
根拠法令等							
【改正の概要】							
「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正							
NPO法人に係る事務を移譲							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認証に関する事務 ・ 定款の変更の認証に関する事務 ・ 事業報告書等の閲覧の実施に関する事務 ・ 解散の認定に関する事務 ・ 報告の徴収及び立入検査に関する事務 ・ 認証の取消しに関する事務 ・ 県警察本部長の意見聴取等に関する事務等 							
移譲先：八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町を追加							
施行日	平成21年4月1日						
【その他参考事項】							
1 移譲済み：今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町（6市7町） すべて20年度に移譲							
2 県内のNPO法人数（平成21年2月28日現在、主たる事務所の所在地で集計）							
松山市	143	西条市	13	東温市	6	内子町	7
今治市	22	大洲市	6	上島町	5	伊方町	2
宇和島市	12	伊予市	5	久万高原町	2	鬼北町	2
八幡浜市	6	四国中央市	8	松前町	3	松野町	1
新居浜市	23	西予市	4	砥部町	5	愛南町	4
計							279
3 NPO法人認証数（知事分平成21年2月28日現在）							
年度	16	17	18	19	20		
設立認証数	37	38	52	24	25		
解散数	2	3	3	5	5		
移管	0	1	1	1	0		
年度末法人数	159	193	241	259			